

航空機燃料油買入仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、第三管区海上保安本部が海上保安庁所属船舶・地下燃料タンクに供給する航空タービン燃料油について適用する。

2. 品目・規格

航空タービン燃料油（1号）：石油連盟の発行する共同利用貯油施設向け統一規格の最新版に適合したもの又は日本産業規格に適合するもの。

3. 契約件名

航空タービン燃料油買入（横浜・単価契約）

4. 納入場所

横浜海上防災基地地下燃料タンク

横浜海上防災基地停泊中の海上保安庁所属船舶

5. 予定数量・規格

予定数量	航空タービン燃料油（1号）	66,000リットル
	運送回数	5回

6. 納入期間

契約の日から令和9年3月31日まで

7. 納入日時

官の指定した日（その都度通知する）

8. その他

(1)本契約は単価契約とし、別紙のとおり1リットルあたりの単価及び発注数量に応じた1回（1往復）あたりの運送手数料の単価により取り扱うものとする。

(2)航空タービン燃料油の発注があったときは、休日・早朝・深夜等にかかわらず直ちにこれに応じること。

(3)航空タービン燃料油の納入については、航空燃料専用車両により行うこと。

(4)当庁担当官から燃料油の試験性状報告書等の検査に必要な書類の提出を求められた場合、速やかにこれに応じること。

- (5) 航空機への積み込みにあたっては、燃料油搭載にかかる関係法令等を遵守するとともに、漏油防止に万全を期すこと。
- (6) 予定数量は、履行期間内において供給を受ける予定を示したものであるため、増減を生じることがあっても異議を申し立てないものとする。なお、精算については実数量によるものとする。
- (7) 本作業完了後、検査職員の検査を受け、その合格をもって履行完了とする。
- (8) 請求は1ヶ月分を取りまとめのうえ、請求書を第三管区海上保安本部経理補給部長あて提出すること。
- (9) 契約履行に当たり疑義が生じた場合、担当官と協議し指示に従うこと。

9. 特記事項

- (1) 契約単価の変更については、契約書及び同特約条項に定めるとおりとする。
- (2) 請負業者は、消防法に基づく指定数量以上の搭載依頼があった場合には、事前に所轄の消防署へ危険物仮取申請のうえ承認を得ること。
また、その申請手数料については、月ごとに取りまとめて速やかに請求すること。

	品目	運送手数料摘要区分	予定数量	単位	単価(税込)	金額
	航空タービン燃料油	—	66,000	リットル		
1	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	11,000ℓ以上～20,000ℓまで	2	回		
2	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	10,000ℓ以上～11,000ℓ未満	2	回		
3	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	9,000ℓ以上～10,000ℓ未満		回		
4	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	8,000ℓ以上～9,000ℓ未満		回		
5	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	7,000ℓ以上～8,000ℓ未満		回		
6	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	6,000ℓ以上～7,000ℓ未満		回		
7	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	5,000ℓ以上～6,000ℓ未満		回		
8	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	4,000ℓ以上～5,000ℓ未満		回		
9	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	3,000ℓ以上～4,000ℓ未満		回		
10	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	2,000ℓ以上～3,000ℓ未満	1	回		
11	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	1,000ℓ以上～2,000ℓ未満	1	回		
12	運送手数料(受注業者指定場所～横浜防災基地/横浜海上保安部)	1,000ℓ未満		回		